

# 令和8年度 鹿児島県豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習

日時 令和8年8月27日(木) 10時～15時  
場所 末吉総合センター

主催:鹿児島県

共催:(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会  
(公社)鹿児島県獣医師会

協賛:曾於市



# 令和8年度 鹿児島県豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習 配付資料

## 【目 次】

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 防疫演習開催要領等                       | 1  |
| 2. 会場見取り図                          | 3  |
| 3. 演習内容                            |    |
| (1)演習の概要説明                         | 4  |
| (2)講演「豚熱発生時の防疫措置(選択的殺処分)について」      | 9  |
| 講師 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 金子 明誉 先生     |    |
| (3)講演「農場への豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの侵入対策について」  | 25 |
| 講師 鹿児島大学共同獣医学部附属 SKLV センター 伊藤 聡 先生 |    |
| (4)机上型演習(豚熱)                       | 57 |
| (5)死亡野生イノシシの死体処理について               | 95 |

令和 8 年度 鹿児島県豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習開催要領

1 目的

県内における豚熱の発生を想定して、本年 5 月から導入された豚熱発生時の選択的殺処分等を反映した演習を実施することにより、発生農場内での防疫措置について、豚飼養者及び関係者における共通理解の向上を図り、万が一発生した場合の円滑な防疫措置に資する。また、アフリカ豚熱の国内侵入を想定して、死亡野生イノシシの取扱いの演習を実施することで、作業に従事する職員等の理解の向上を図る。

2 実施日時及び場所

- (1) 日時：令和 8 年 8 月 27 日（木） 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分
- (2) 場所：曾於市末吉総合センター  
（曾於市末吉町諏訪方 8127 番地 TEL：0986-76-7100）

3 実施主体等

- (1) 主催 鹿児島県
- (2) 共催 （公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会、（公社）鹿児島県獣医師会
- (3) 協賛 曾於市

4 実施内容

【午前】

- (1) 豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習の概要説明
- (2) 講演「豚熱の選択的殺処分の導入について（仮題）」  
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐 金子 明彦 氏

【午後】

- (3) 講演「豚熱及びアフリカ豚熱の現状と対策について」  
鹿児島大学共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター  
特任講師 伊藤 聡 氏
- (4) 豚熱机上型演習
- (5) 死亡野生イノシシ対策について
  - ①豚熱の浸潤状況調査
  - ②アフリカ豚熱の死体対応

5 参集範囲

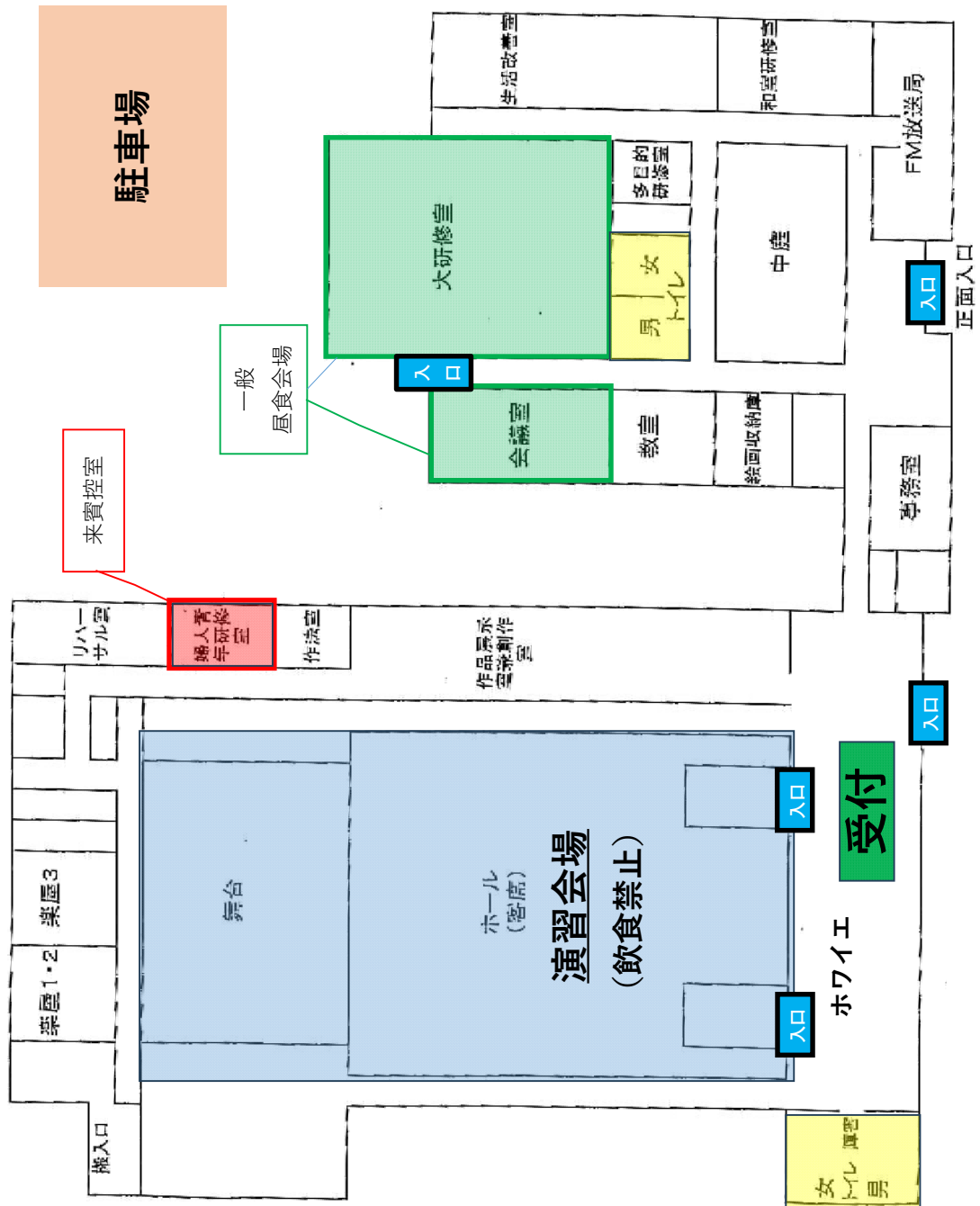
農林水産省消費・安全局動物衛生課、農林水産省九州農政局、農林水産省動物検疫所門司支所鹿児島空港出張所、自衛隊、（国研）農研機構動物衛生研究部門九州研究拠点、鹿児島県農業共済組合、各市町村、（公社）鹿児島県獣医師会、（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会、（公社）鹿児島県畜産協会、鹿児島県経済連農業協同組合連合会、（一社）鹿児島県配合飼料価格安定基金協会、（公社）鹿児島県トラッ

ク協会、鹿児島県家畜商業協同組合、協同組合鹿児島県化製協議会、鹿児島県高圧ガス流通保安協会、鹿児島県動物薬品器材協会、鹿児島県警備業協会、（一社）鹿児島県建設業協会、（一社）鹿児島県種豚改良協会、国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部、養豚関係団体、県庁関係各課、地域振興局・支庁、畜産試験場、農業大学校、家畜保健衛生所、九州各県 等

## 6 演習の流れ

| 時間    | 演習（午前の部）                 | 時間    | 演習（午後の部）                                     |
|-------|--------------------------|-------|----------------------------------------------|
| 10:00 | 開会<br>あいさつ               | 13:15 | 講演「豚熱及びアフリカ豚熱の現状と対策について」                     |
| 10:15 | 豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習の概要説明      | 13:45 | 豚熱机上型演習                                      |
| 10:30 | 講演「豚熱の選択的殺処分の導入について」（仮題） | 14:30 | 死亡野生イノシシ対策について<br>①豚熱の浸潤状況調査<br>②アフリカ豚熱の死体対応 |
| 11:30 | 講演に対する質疑                 | 14:50 | 演習全体への意見交換・質疑応答                              |
| 11:45 | 昼食                       | 15:00 | 閉会                                           |

末吉総合センター 施設内配置図



# 令和8年度 鹿児島県 豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習

令和8年8月27日  
鹿児島県農政部家畜防疫対策課



## 本日の演習



午前

- (1) 防疫演習の概要説明
- (2) 講演「豚熱発生時の防疫措置(選択的殺処分)」

---

午後

- (3) 講演「農場への豚熱・アフリカ豚熱ウイルス侵入対策」
- (4) 豚熱机上型演習
- (5) 死亡野生イノシシ対策

# 豚熱(Classical Swine Fever)とは

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 宿主    | 豚, イノシシ                                                       |
| 病原体   | 豚熱ウイルス(CSFV)                                                  |
| 感染様式  | 接触感染(経口・経鼻)<br>※非常に強い伝染性<br>※あらゆる分泌物(糞便, 鼻汁, 血液等)中に ウイルス排泄される |
| 治療・予防 | 治療法なし<br>ワクチンあり                                               |



耳のチアノーゼ



元気消失



結膜炎

豚熱ウイルスは・・・

- 増殖できるのは豚等の体内でのみ
- 室温環境では数日, 5℃の低温では数週間も感染性を保持
- 一般的な消毒薬でも有効  
(アルコール, 逆性石けん など)

## 養豚場における豚熱の発生状況

発生事例

R8.7.4時点

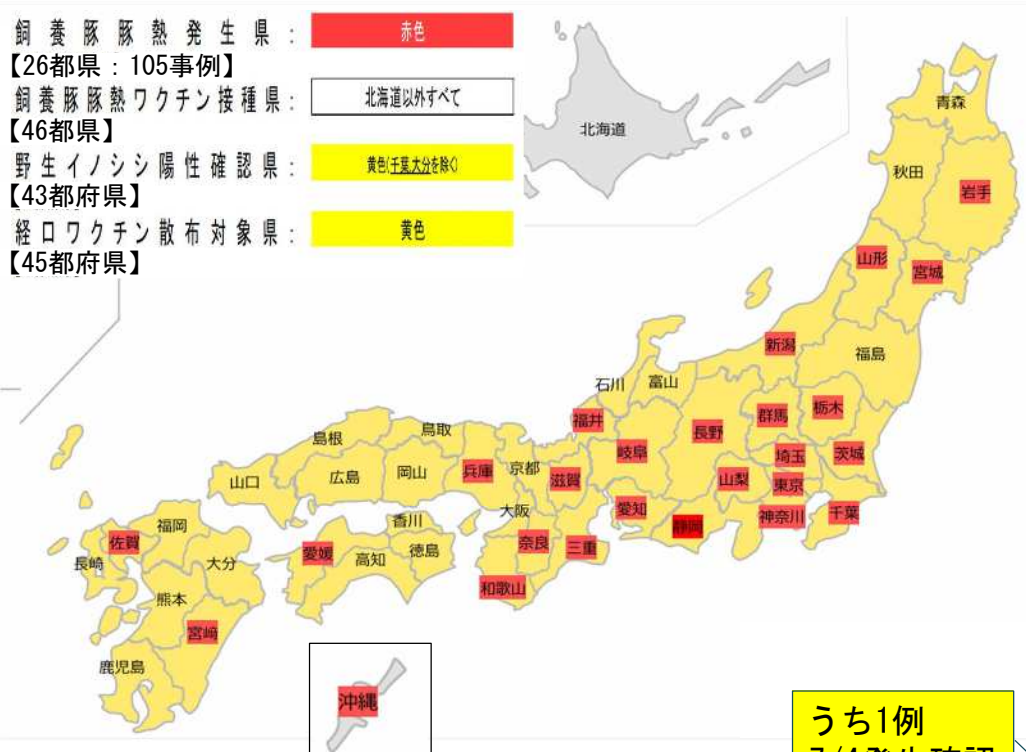
105事例(26都県)

185農場

6と畜場

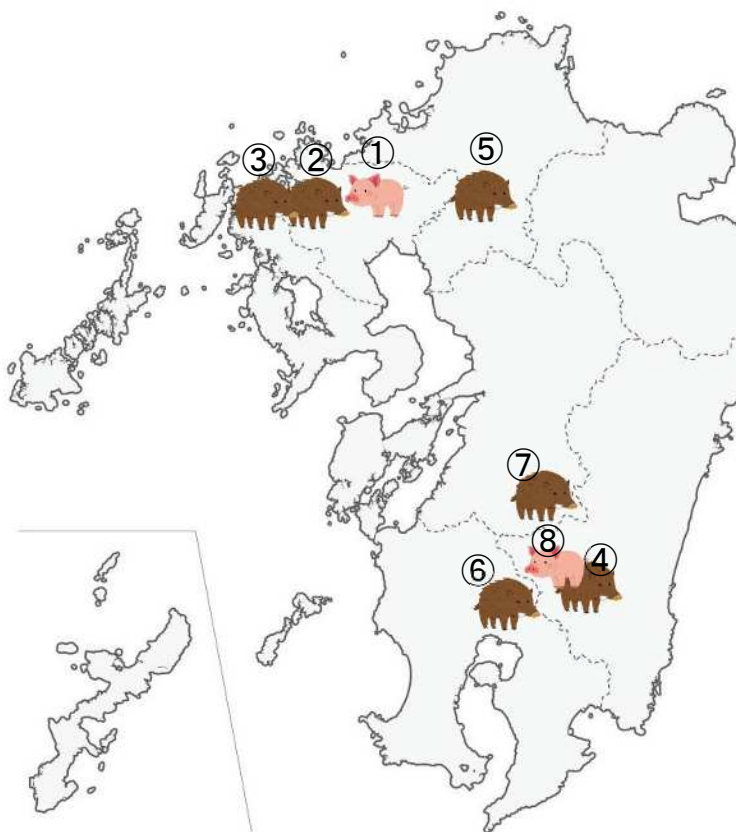
殺処分: 約45万頭

|       |     |
|-------|-----|
| ・岐阜県  | 22例 |
| ・愛知県  | 18例 |
| ・三重県  | 3例  |
| ・福井県  | 2例  |
| ・長野県  | 2例  |
| ・埼玉県  | 5例  |
| ・山梨県  | 3例  |
| ・沖縄県  | 7例  |
| ・群馬県  | 15例 |
| ・山形県  | 1例  |
| ・和歌山県 | 1例  |
| ・奈良県  | 1例  |
| ・栃木県  | 6例  |
| ・神奈川県 | 1例  |
| ・滋賀県  | 1例  |
| ・宮城県  | 2例  |
| ・茨城県  | 3例  |
| ・東京都  | 1例  |
| ・兵庫県  | 1例  |
| ・佐賀県  | 2例  |
| ・岩手県  | 1例  |
| ・新潟県  | 1例  |
| ・愛媛県  | 1例  |
| ・千葉県  | 1例  |
| ・静岡県  | 3例  |
| ・宮崎県  | 1例  |



うち1例  
7/4発生確認

# 九州での豚熱発生状況 2023年～



## 初感染確認時期

- ①2023. 8 佐賀県養豚場(2件)
- ②2024. 6 佐賀県野生イノシシ
- ③2025. 2 長崎県野生イノシシ
- ④2025. 4 宮崎県野生イノシシ
- ⑤2025. 9 福岡県野生イノシシ
- ⑥2025. 11 鹿児島県野生イノシシ
- ⑦2026. 3 熊本県野生イノシシ
- ⑧2026. 4 宮崎県養豚場(1件)

九州では全県において野生イノシシへ豚熱経口ワクチンを散布

<2026. 8. 5時点>

野生イノシシの感染確認数

佐賀県：177頭

長崎県：76頭

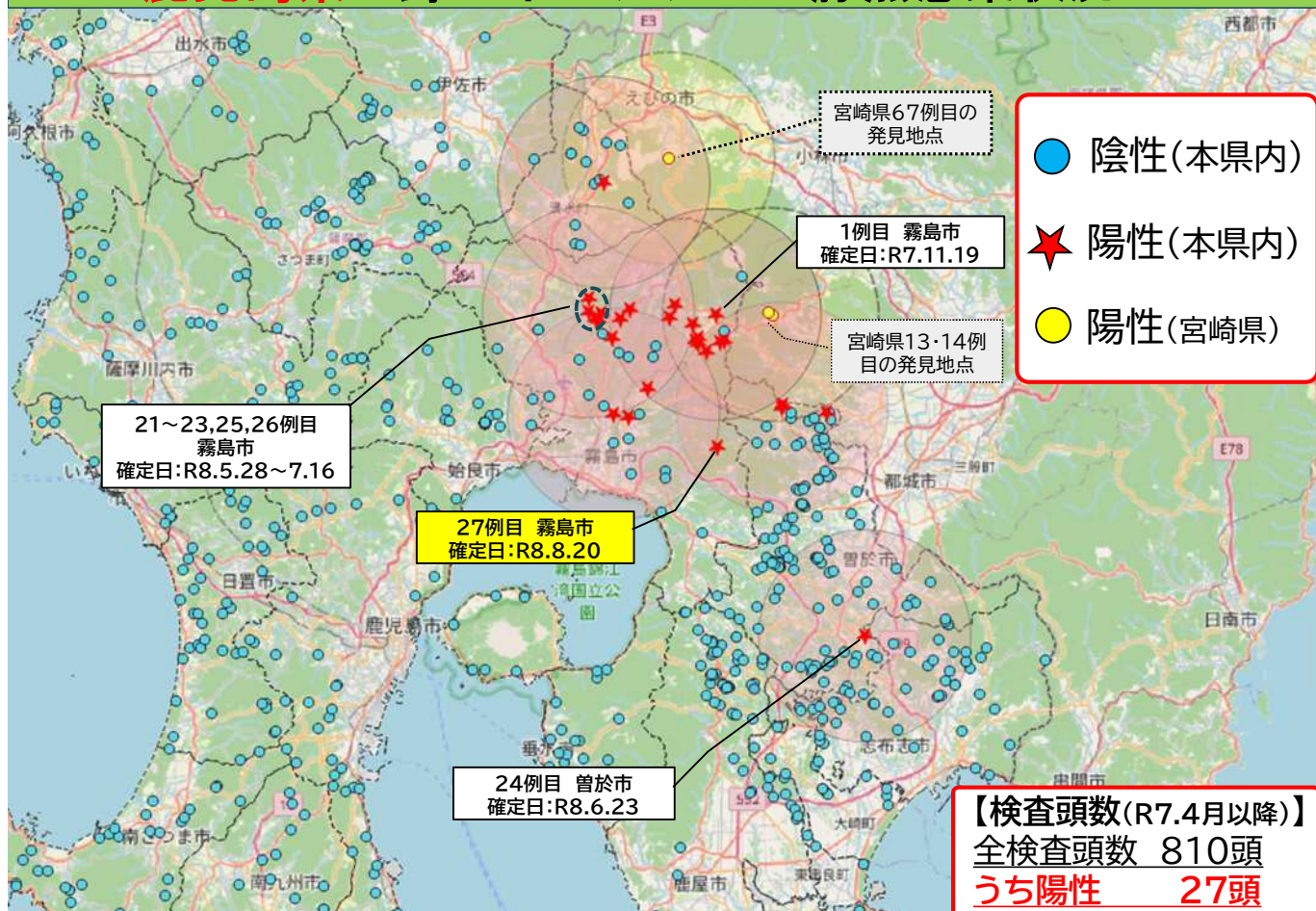
宮崎県：135頭

福岡県：79頭

鹿児島県：26頭

熊本県：2頭

## 鹿児島県の野生イノシシでの豚熱感染状況 2026. 8. 20時点



# アフリカ豚熱(African Swine Fever)とは

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 宿主    | 豚, いのしし                                                   |
| 病原体   | アフリカ豚熱ウイルス(ASFV)                                          |
| 感染様式  | 接触感染(経口・経鼻)<br>※非常に強い伝染性<br>・ダニを介した感染<br>・汚染された肉や残飯などから感染 |
| 治療・予防 | 治療法なし<br>ワクチンなし                                           |

チアノーゼを呈し死亡した発症豚



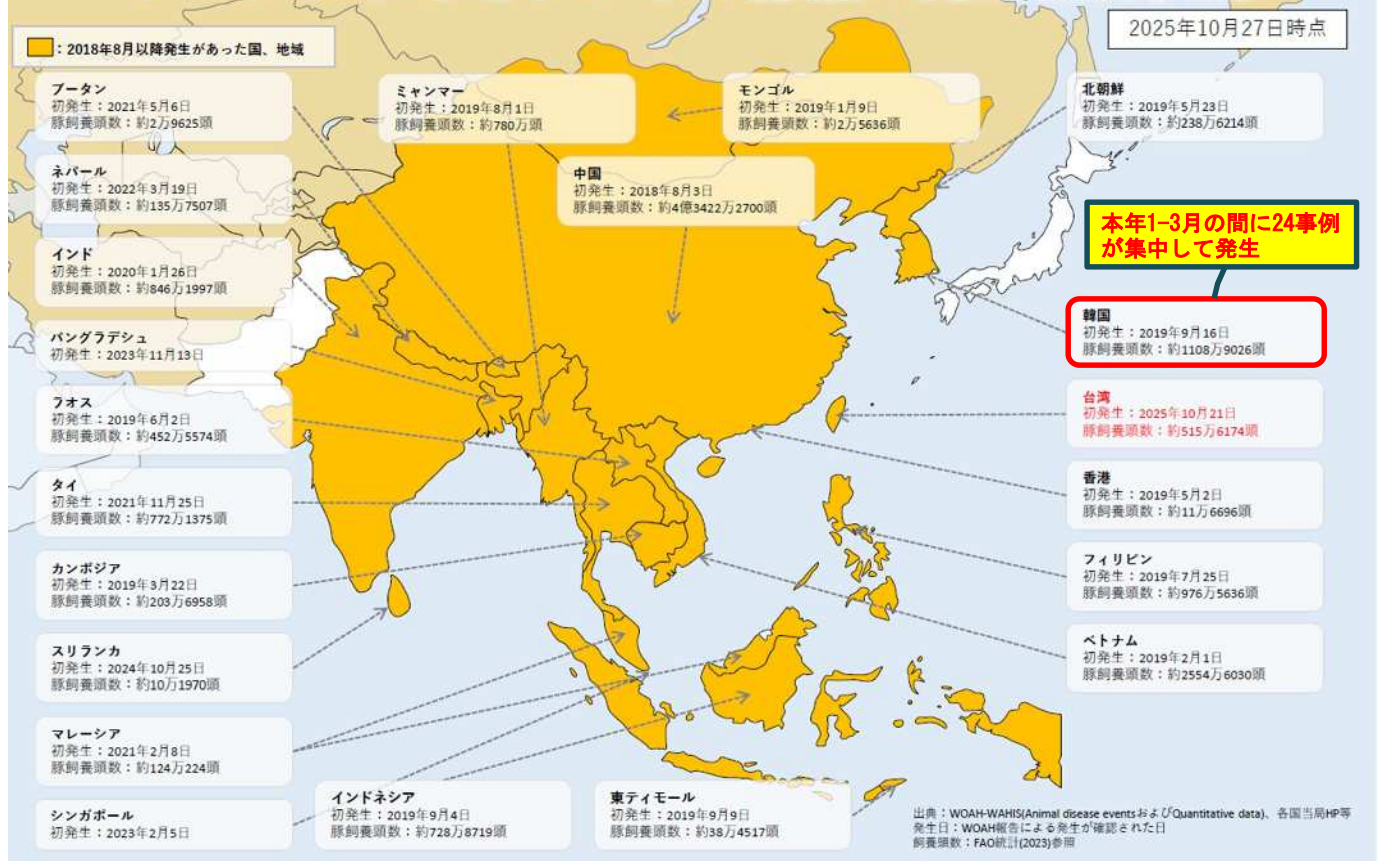
下痢や下血を呈した発症豚

アフリカ豚熱ウイルスは・・・

- 増殖できるのは体内でのみ
- 室温環境で11日～1ヶ月間は感染性保持  
塩漬けや乾燥した肉製品でも数ヶ月
- 一般的な消毒薬でも有効  
(ハロゲン系, 逆性石けん など)

アフリカ豚熱の発生状況 日本での発生はないが・・・

## アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況



## 摘発された輸入禁止品(肉製品等)から アフリカ豚熱ウイルス検出

- 2018年8月以降, 中国をはじめアジア各地で**アフリカ豚熱**が発生
- 日本の**国際空港・国際郵便局**等で**荷物の検疫**
- 輸入が認められなかった豚肉等の**一部**について, **ウイルスのモニタリング検査**を行っており, 以下の**陽性事例を確認**

| 区分   | 遺伝子検出        | ウイルス分離    |
|------|--------------|-----------|
| 携帯品  | 245(前年から+64) | 4(前年から+0) |
| 国際郵便 | 142(前年から+59) | 0         |

|      |                                       |                        |                                                                                    |
|------|---------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 例目 | 到着日: 2019年1月12日<br>品目: ソーセージ (0.6 kg) | (上海発、中部空港)<br>(税関検査)   |   |
| 2 例目 | 到着日: 2019年1月12日<br>品目: ソーセージ (1.3kg)  | (香港発、中部空港)<br>(口頭質問)   |   |
| 3 例目 | 到着日: 2020年8月31日<br>品目: ソーセージ (2.2kg)  | (マニラ発、羽田空港)<br>(検疫探知犬) |   |
| 4 例目 | 到着日: 2020年12月23日<br>品目: ソーセージ (3.5kg) | (マニラ発、羽田空港)<br>(税関検査)  |  |



## 本日の演習の目的

- 本年5月から導入された豚熱発生時の選択的殺処分について、共通理解向上



万が一の発生時の円滑な初動対応

- 豚熱やアフリカ豚熱の現状と対策の再確認



侵入防止対策の再徹底

- 死亡野生イノシシの取扱いについて再確認



作業従事者の理解向上

# 豚熱発生時の防疫措置（選択的殺処分）について

令和 8 年 8 月 27 日

令和 8 年度鹿児島県豚熱及びアフリカ豚熱防疫演習

## 農林水産省

消費・安全局 動物衛生課

課長補佐（防疫企画班・防疫対応班）金子 明誉

### 自己紹介

#### 経歴（主なもの）

H21.3 麻布大学獣医学部獣医学科卒

H21.4 農林水産省入省

H22.4～H23.3 動物検疫所 成田支所（現動物検疫第 1 課）

宮崎口蹄疫

H23.4～H25.3 経営局保険監理官 係長（家畜共済担当）

H25.4～H27.3 消費・安全局畜水産安全管理課 係長（動物薬事）

H30.1～H30.3 消費・安全局動物衛生課 専門官（総務班）

豚熱1例目

H30.4～R元.3 同動物衛生課 専門官（防疫業務班）

R2.4～R3.3 同動物衛生課 専門官（保健衛生班）

HPAI最大発生

R3.4～R5.3 同動物衛生課 課長補佐（防疫業務班）

クイック融資

R5.4～R7.6 畜産局企画課 課長補佐（企画班・金融税制班）

R7.7～現在 消費・安全局動物衛生課 課長補佐（防疫企画班・防疫対応班）

※その他、発生時の現地リエゾン経験（14県）

豚熱 選択的殺処分

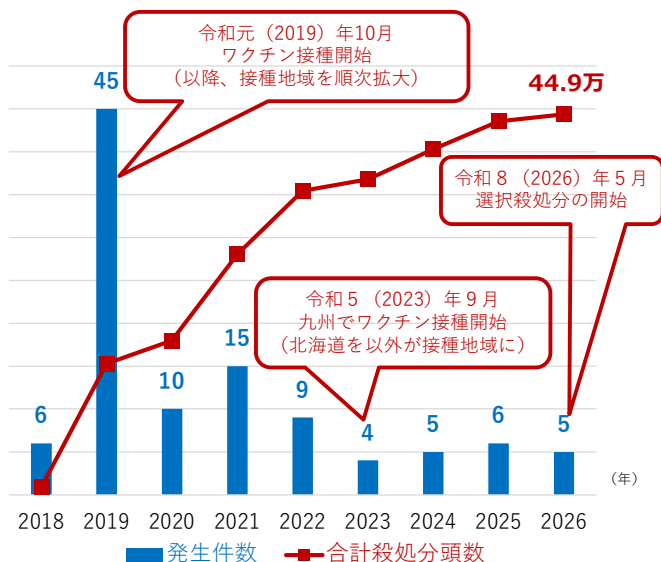
1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. まとめ

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. まとめ

## 豚熱の発生状況

- 平成30年9月9日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計105事例**発生。これまでに**約44.9万頭**を殺処分。
- **令和元年10月のワクチン接種開始以降、発生は散発的**となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

### 発生状況の推移



### 2026年の発生状況

- 2/26 101例目(群馬県⑤) 約2,000頭
- 3/11 102例目(静岡県①) 約2,200頭  
(※関連農場の対象頭数を含む)
- 4/10 103例目(宮崎県①) 約5,500頭
- 5/5 104例目(静岡県②) 約2,930頭
- 5/19 選択的殺処分導入**
- 7/4 105例目(静岡県③)
- 飼養頭数約1,200頭に対し、  
殺処分範囲は繁殖豚を除く約1,000頭。

4

## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律について

- 5月15日、国会において、改正法案の審議が終了し、成立。
- 選択的殺処分に係る規定は、**本日（19日）、公布とともに施行**（効力を発揮）
- 全頭殺処分をやめて選択的殺処分を導入するため、**ワクチン接種区域における豚熱の疑似患者**について、第16条の対象であったものを**第17条の対象**とした。

### 家畜伝染病予防法（抜粋）

第16条 次に掲げる家畜（注）の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、  
**直ちに当該家畜を殺さなければならない。**

（注）豚熱の患者・疑似患者（ワクチン非接種区域：北海道）が該当。

第17条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため**必要があるとき**は、  
次に掲げる家畜（注）の所有者に、期限を定めて当該家畜を**殺すべき旨を命じる**  
**ことができる。**

（注）豚熱の疑似患者（ワクチン接種区域：北海道以外の都府県）が該当。

5

## なぜ選択的殺処分を導入するのか①

### 背景

- 豚熱は、伝播力が非常に強い疾病であり、**現場におけるワクチンの効果が正確に**

**判明していない中、まん延防止に万全を期す必要。**

(全頭殺処分は、発生農場を直ちに清浄化できる、極めて有効なまん延防止措置)



- ・ 発生農場の**経営に与える影響**
- ・ **防疫措置に係る人的・精神的・財政的負担**

- また、野生イノシシにおける感染地域を踏まえると、**清浄化に向けた先行きは見通しにくい。**



発生農家への**経営への影響**や**防疫措置に係る負担を軽減**しつつ、**まん延防止の徹底と両立**できないかという観点から、殺処分の範囲を見直し。

6

## なぜ選択的殺処分を導入するのか②

感染実験（動衛研）で得られたデータと併せて、  
ワクチンを接種している農場での発生事例について、  
**リアルタイムPCRを活用してウイルス浸潤状況等のデータを分析。**

その結果、

**適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は、**  
**殺処分しなくとも感染拡大リスクにならない**  
**との専門家の結論を得た。**

- 科学的知見に基づく検討の結果、**ワクチンに十分効果がある**ことを改めて確認。
- ワクチンによる免疫が十分でないなど、**他の農場への伝播リスクとなり得る豚のみを殺処分。**
- 殺処分しない豚について、移動制限等のリスク管理措置が必要。

7

### 定義

- 他の農場への**伝播リスク**となり得る、**まん延防止に必要な豚の殺処分**

加えて、

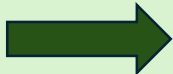
- 畜舎等の**消毒**によるウイルスの除去
- ワクチン**免疫を付与された豚の監視**（移動制限＋報告徴求）

により、**一定期間で農場の清浄化を図る**ことがパッケージ。

（ 全頭殺処分は直ちに農場の清浄化を図るもの）

### 注意点

- ・法に基づく殺処分は、**疾病のまん延防止（他の農場への損害防止）のために実施**。
- ・発生農場のためだけに実施するものではない。
- ・私人の財産を毀損するものであり、殺処分の範囲は限定的にするべき。



発生農場が**自らの経営判断で殺すべき豚を選択することはできない**。

8

## 殺処分の範囲（基本的な考え方）

- 殺処分の範囲は、**県が国と協議の上、決定**（家畜防疫員だけの判断ではない）。

### 基本的な考え方

感染の有無にかかわらず、**他の農場への伝播リスクとなり得る豚を殺処分**。

#### ① ワクチン免疫が成立していない豚

- ・ワクチン**未接種**の豚
- ・接種後**20日を経過していない**豚
- ・**発育不良**に陥っている豚

（農場における同様の日齢の豚と比して体重や体高の増加が明らかに遅れている豚など）

#### ② 既に感染している豚

豚熱感染を疑う症状がみられ、PCR陽性となった豚

#### ③ その他家畜防疫員が**豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断**した豚

（畜房単位・畜舎単位での殺処분을想定）

9

例外的な対応が必要な場合

1. 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

（選択的殺処分は適切なワクチン接種が前提）

⇒繁殖豚を含む**全ての豚**を殺処分。

2. 感染が限局していない場合

（患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒**繁殖豚を除く全ての豚**を殺処分。

3. 監視プログラム適用期間中に複数回続発した場合

（新規発生の後、複数回続発）

⇒**繁殖豚を除く全ての豚**を殺処分（同一の農場において、3回発生した場合。）

上記はあくまでも例。

発生農場における**ワクチン接種状況や家畜の飼養状況等を総合的に勘案し**、  
続発が懸念される妥当な理由がある場合、**殺処分範囲は拡大**され得る。

10

殺処分範囲（発生後に新しく生まれる子豚）

○ 基本的に繁殖豚は殺処分対象外となり、**患畜確認後も子豚が順次出生。**

患畜確認後に新たに生まれる子豚の取扱い

○ **防疫措置完了**（殺処分、死体等の処理及び**3回目**の畜舎等の消毒が全て完了）

**までは**、農場内にウイルスが存在する可能性が高い。

⇒**生まれたばかりの子豚はワクチンによる免疫がないため、殺処分対象。**

○ あらかじめ、**人工流産**によりこれらの子豚を処理することも可能。

（手当金の交付対象）

○ **防疫措置完了後は、殺処分の対象とはしない。**

・ 新たに生まれた子豚

・ もともと飼養されている豚のうち殺処分しなかった豚（繁殖豚を除く。）

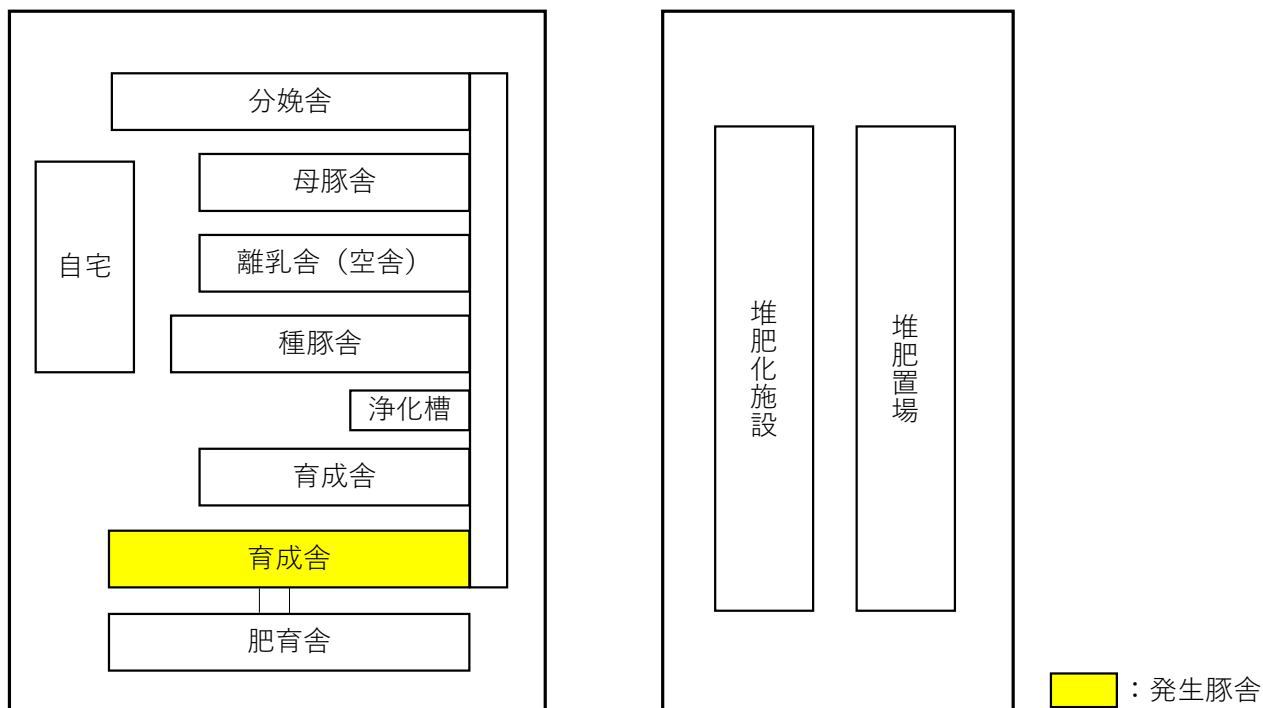
との**隔離を徹底**し、両者を監視。

11

## 殺処分範囲（実際の事例から～豚熱105例目（静岡県））

### 農場概要

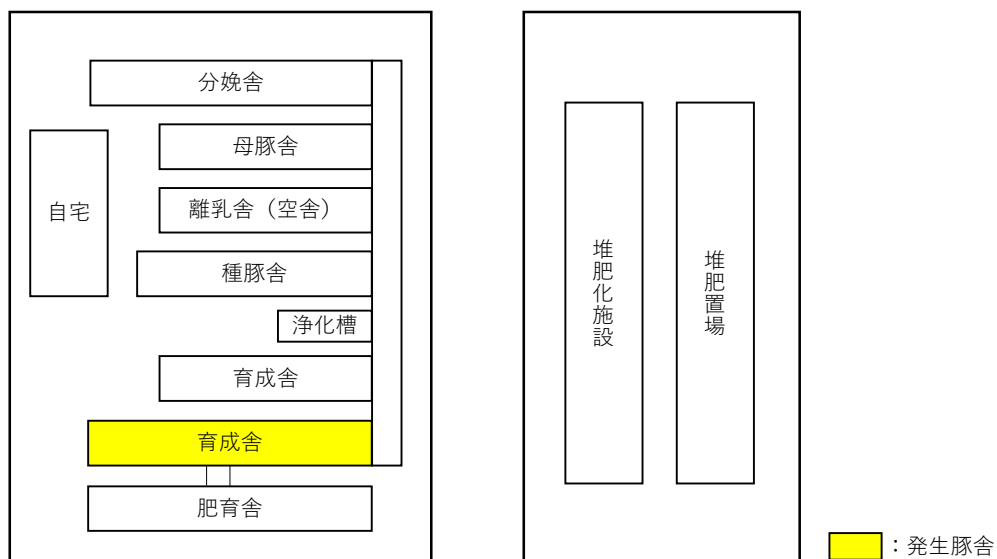
○ 一貫経営 約1,200頭（静岡県富士宮市）



12

## 殺処分範囲（実際の事例から～豚熱105例目（静岡県））

### 発生の経緯



①免疫付与状況確認検査（6/30採材）の結果、肥育豚抗体陽性率100%（30/30）  
（1月実施から大幅に上昇。）

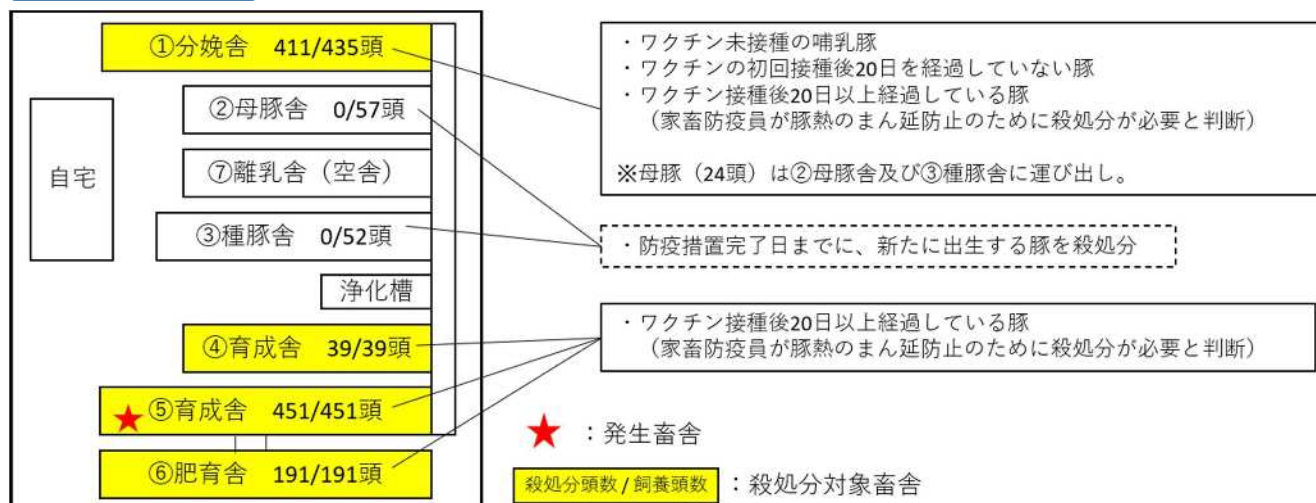
②①の検査結果を踏まえ、県が立入したところ、発育不良、沈うつ等が散見。

③PCRを実施し、12頭中2頭陽性。動衛研での精密検査の結果、患畜確定（7/4）。

13

## 殺処分範囲（実際の事例から～豚熱105例目（静岡県））

### 殺処分の範囲



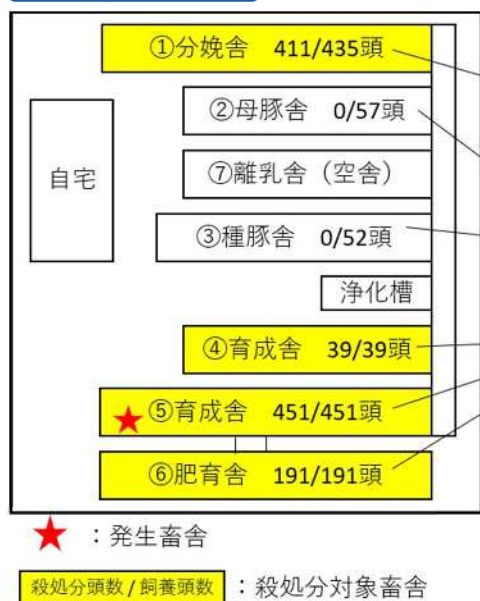
### 殺処分範囲の検討（ワクチン接種状況・家畜の飼養状況）

- 拡散状況確認検査のうち、臨床検査を実施。  
⇒複数豚舎（4号、5号、6号）豚熱を疑う症状を呈している豚を確認。
- ワクチン接種状況として、以前から肥育豚の免疫付与状況が低調だった。
- 基本的な飼養衛生管理の徹底がされていなかった。  
(野生動物対策、消毒、更衣等が不十分)

14

## 殺処分の範囲（実際の事例から～豚熱105例目（静岡県））

### 殺処分の範囲



### 検討結果

- ①、④～⑥はウイルス拡散の可能性が高い
- 肥育豚の免疫付与状況が低調で続発が懸念
- ①、④～⑥の消毒を徹底する必要。  
(特に①は免疫が成立するまでの豚を飼養予定)
- ワクチン接種後20日経過した豚の移動先なし
- 繁殖豚の免疫付与状況は良好、異状なし
- ⇒肥育豚は全て殺処分対象とする。  
繁殖豚は殺処分対象から除外。

### 殺処分頭数を最小限にするには

- 基本的な飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準の遵守）
  - 適時適切なワクチン接種による免疫付与
  - 早期発見、早期通報の徹底
- が極めて重要。

15

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. まとめ

16

## 防疫措置について（基本的な考え方）

---

### 防疫措置の実施に当たっての基本的な考え方

- 防疫措置：殺処分、死体・汚染物品の処理、畜舎等の消毒
- 全頭殺処分と異なり、**飼養を継続する豚がいる中で防疫措置を行う**ことに留意。
- **飼養を継続する豚と防疫措置の動線の交差汚染防止を徹底**する必要。  
⇒動員人数：最も効率よく防疫措置が実施できる人数  
（迅速性よりも、交差汚染防止対策を優先。）  
防疫措置の実施時間：飼養管理の時間を最小限としつつ、飼養管理を行わない  
時間に防疫措置を実施するなどの工夫が必要。
- 従前どおり、**農場が自ら防疫措置を実施できない場合には、都道府県が実施。**

17

## 防疫措置について（拡散状況確認検査）

- **殺処分の範囲を決定**するため、患畜確認後、基本的に全ての飼養豚を対象に拡散状況確認検査を実施。
- 各畜舎に**立ち入るに当たり、交差汚染防止対策を徹底**する必要。

### 拡散状況確認検査の内容

- **臨床検査：全ての飼養豚**（既に殺処分対象とした豚を除く。）  
⇒発育不良豚は確認した時点で殺処分対象とする。
- **血液検査、ELISA検査、PCR検査：**  
臨床検査で**豚熱感染が疑われる症状が確認された豚全頭**  
⇒PCR陽性となった豚は疑似患畜として殺処分対象とする。
- **臨床検査で異状が確認されない、又はPCR検査陰性で、**  
拡散状況確認検査陰性と判断し、**陰性豚は疑似患畜から除外。**

18

## 防疫措置について（と殺・殺処分～死体・汚染物品の処理）

### ポイント

- 殺処分は**最大3段階**で実施。
  - ① 検査を実施せず殺処分するもの（ワクチン未接種・接種後20日未経過）
  - ② 検査後殺処分するもの（症状+PCR陽性、発育不良）
  - ③ 患畜確認後新たに生まれる子豚
- **殺処分の期限（目安）**  
患畜が確認された日から**約1週間**（頭数が多い場合、**300頭/日が目安**）
- 死体処理の手法は、従前のとおり（**埋却又は焼却**）
- 汚染物品には、**患畜及び殺処分された豚由来**の排せつ物や飼料・敷料等が該当。  
（**全ての排せつ物や飼料等を処理する必要はない。**）
- 汚染物品は、**埋却、焼却又は消毒**により処理。

19

## 防疫措置について（畜舎等の消毒・ワクチンの緊急接種）

- 従前どおり、**1週間間隔**で少なくとも**3回以上**実施。
- **患畜や殺処分した豚が所在していた畜房は空房にして消毒**を徹底。
- 新たに生まれる子豚が飼養される**分娩舎や離乳舎は空舎にして消毒**を徹底。

### ポイント

- 続発防止のため、環境中のウイルスを消毒の徹底により除去。
- 空房又は空舎にするため、繁殖豚や殺処分対象から除外された豚は、
  - ① **隔離豚舎等に移動**させるか、
  - ② 「まん延防止のために殺処分が必要な豚」として**あらかじめ殺処分**する必要。
- **殺処分や死体等の処理、畜舎等の消毒（3回目）が全て完了した時点で、防疫措置の完了**となる。

### ワクチンの緊急接種

- 殺処分を除外された一部の豚について、**万が一ウイルスに暴露した時であっても発症予防ができるよう、緊急的にワクチン接種を実施。**

20

## 監視プログラムについて（概要）

- 殺処分を除外された豚は、**基本、感染を拡げるおそれはない**が、以下により監視。
  - ① **移動制限**による農場間伝播の防止
  - ② **万が一の続発を直ちに摘発できるよう、報告徴求**
- **続発した場合、再度防疫措置を行い、監視プログラムを適用し直すこととなる。**

### 概要

- **移動制限**
  - ・ 制限期間：**約3か月**（状況に応じ**1か月程度に短縮可能**）
  - ・ 制限の対象：生きた豚等、精液等、死体、排せつ物、敷料、飼料等
  - ・ 制限の対象外：豚に**临床上異状がないこと等を条件に、以下が可能。**
    - ① 出荷適期の豚の**と畜場出荷**
    - ② 子豚の**肥育農場への移動**
    - ③ やむを得ない場合に限り、精液等の**物品の移動**

（このほか、外部から監視プログラム適用農場に豚、精液、飼料等の導入が可能。）
- 毎日の**報告徴求**
- **監視期間中に飼養豚が豚熱感染を疑う症状を呈し、PCR陽性となった場合には続発となり、再度防疫措置を行うとともに、改めて監視プログラムを適用し直す。**

21

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. まとめ

22

監視プログラムについて（制限の対象外①：と畜場への出荷）

- **防疫措置の完了後、临床上異状が認められない場合**、都道府県は、動物衛生課と協議の上、出荷適期を迎えた豚を**と畜場に出荷**することが可能。
- 出荷に当たっては、**と畜場において、交差汚染防止対策等が徹底**される必要。

#### 出荷の条件

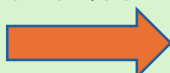
<出荷元農場>

- **防疫措置が完了**していること
- 出荷する豚は**出荷適期を迎えた以降のもの**であること
- 出荷前日の臨床症状を家畜保健衛生所に報告し、**出荷の許可を得ている**こと

<と畜場>

- 車両消毒設備の整備と車両出入り時の消毒の徹底
- 衛生マニュアルの策定及び適切な実施
- 原則、**監視プログラム適用農場からの豚の受入れ専用日時を設定**  
（と畜場の所在する県の家畜衛生部局にも事前連絡）

そもそも、**症状のない豚は感染を拡げるおそれがない**（科学的知見）。  
健康観察の徹底やと畜場での交差汚染防止対策により**ウイルスの拡散防止は可能**。



**発生農場というだけで搬入を拒んではならない（風評防止）**

23

## 監視プログラムについて（制限の対象外②：肥育農場への子豚の移動）

- 防疫措置の完了後、臨床上異状が認められない場合、都道府県は、動物衛生課と協議の上、肥育農場に子豚を移動させることが可能。
- この場合、受入れ側の農場も移動元農場と併せて監視プログラムを適用する。

### 移動の条件

#### <移動元農場>

- 防疫措置が完了していること
- 移動させようとする豚は原則としてワクチン接種後20日以上経過していること
- 移動前日の臨床症状を家畜保健衛生所に報告し、出荷の許可を得ていること

#### <移動先農場>

- 原則として、ワクチン接種後20日を経過していない豚が飼養されていないこと
- 豚の受入れ後、移動元農場と併せて監視プログラムを適用すること  
(移動先農場の所在する県に家畜衛生部局にも事前連絡)

24

## 監視プログラムについて（制限の対象外③：精液・死体等の移動・豚の導入）

- 区分管理されている精液等は、PCR検査で陰性の場合、他の農場に移動可能。
- やむを得ない場合には、死体や堆肥等を他の施設に移動させることが可能。
- 防疫措置の完了後、臨床上異状が認められない場合、接種後20日以上経過した豚等の物品を導入可能。

### 精液等の移動の条件

- 精液等が適切に区分管理されていること
- 移動日から遡って3日以内に由来豚又は精液がPCR検査で陰性

### 死体等の移動の条件

- 飼養豚に異状が認められないこと  
(移動日などに臨床上異状がないことを家保に報告し、移動の許可を得ていること)
- 講じ得る措置を全て実施してもなお、死体や堆肥等を移動させなければ豚の飼養の継続が困難であること
- 移動先の施設等において交差汚染防止対策が適切に講じられていること

### 導入の条件

- 防疫措置が完了していること
- 導入する豚について、ワクチン接種後20日以上経過していること

25

## 監視プログラムについて（報告徴求）

- 万が一の続発に備え、**毎日の報告徴求**を実施。
- **続発を防ぐためには、飼養衛生管理の改善・再徹底が極めて重要。**
- 特に、飼養衛生管理基準の**不遵守事項は速やかに改善**する必要。

### 報告すべき事項

- **異状の有無**
- **死亡豚の頭数、死亡豚と同居する豚の臨床症状**
- **流死産した子豚、異常産をした繁殖豚（母豚）の頭数**  
等

### ポイント

- 発生農場であることを踏まえ、**飼養衛生管理基準の不遵守事項の早期改善等、続発防止対策を積極的に講じる**よう指導することが重要。
- 管理獣医師等の協力も得つつ、**必要に応じ農場に定期的に立入検査を受けたり、飼養衛生管理の水準を高めたり、異常の有無の確認を受けたりすることが重要。**
- **飼養衛生管理の徹底等により、続発するリスクを低減**することが重要。
- **第三者の指導**を受け、飼養衛生管理基準の**不遵守事項の早期改善**や、**衛生管理の水準向上**に努めること。

26

## 監視プログラムについて（解除）

- 制限期間終了予定日の2日前以降に、農場の清浄性を確認するため、監視プログラム解除検査を実施（内容は、拡散状況確認検査と同じ）

### 監視プログラム解除検査の内容

- **臨床検査**：全ての飼養豚
- **血液検査、ELISA検査、PCR検査**：  
臨床検査で**豚熱感染を疑う症状が確認された豚全頭**  
⇒PCR陽性となった豚は疑似患畜として殺処分対象とする（続発扱い）
- **全ての豚について、**
  - ① **臨床検査で異状が確認されない**  
又は
  - ② **PCR検査陰性**が確認されれば、**制限期間終了とともに、監視プログラムを解除。**

27

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. まとめ

28

その他（Q&A等の参考資料について）

- 生産者等、畜産関係者の理解を広く醸成するため、豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（Q&A）を作成。適宜参照されたい。

#### 豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（抜粋）

| 豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（Ver1.0）                                                          |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 令和8年5月19日作成                                                                         |    |
| 【目次】                                                                                |    |
| 1. 総論                                                                               | 7  |
| 1-1 選択的殺処分とは何か。                                                                     | 7  |
| 1-2 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、全頭殺処分を選択することができるのか。                            | 7  |
| 1-3 なぜ選択的殺処分の導入を検討したのか。                                                             | 8  |
| 1-4 何を根拠に選択的殺処分の導入することとしたのか。                                                        | 8  |
| 1-5 今までの全頭殺処分による対応は誤りだったのか。                                                         | 9  |
| 1-6 ワクチンが非常に有効ということであれば、生産農場にとって負担が大きいので、飼育衛生管理の徹底にはそこまで注力しなくてよいということか。             | 9  |
| 1-7 全頭殺処分をやめるということは、豚熱の清浄化を諦めたということか。                                               | 10 |
| 1-8 選択的殺処分の導入して本当に大丈夫なのか。他の農場等にウイルスが伝播してしまうのではないか。                                  | 10 |
| 1-9 殺処分の対象から除外された豚等の中に、症状を示していない感染した豚等が存在する可能性があるが、全頭遺伝子検出検査（PCR検査）を実施して捕獲しなくてよいのか。 | 11 |
| 1-10 発生農場としては監視プログラム適用中であるにもかかわらず、出荷が可                                              |    |

|                                                                                                                                                                      |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 総論                                                                                                                                                                |  |
| 1-1 選択的殺処分とは何か。                                                                                                                                                      |  |
| 〔答〕                                                                                                                                                                  |  |
| 1 令和8年5月の家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の改正により、ワクチン接種区域に所在する農場で飼養される豚熱の疑似患畜は、それまでの全頭と殺から、「まん延を防止するため」殺処分が必要と考えられる場合に限定して都道府県知事が殺処分命令を行ったもののみ殺処分されること（選択的殺処分）に変わりました。             |  |
| 2 選択的殺処分では、他の農場への伝播リスクとなり得る豚等（飼養豚及び飼養イノシシ）をいいます。以下同じ。）を選択的に殺処分し、畜舎等の消毒によりウイルスを除去するとともに、殺処分の対象とならず、引き続き飼養される豚等について、一定期間のリスク管理措置（監視プログラム）により管理し、その期間で農場の清浄化を図ることとなります。 |  |
| 1-2 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、全頭殺処分を選択することができるのか。                                                                                                             |  |
| 〔答〕                                                                                                                                                                  |  |

- <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

29

- 選択的殺処分を的確に実施するためには、都道府県や生産者が、その運用を正しく理解するとともに、管内関係者とも連携しながら、事前の準備をしっかりと行うこと重要。

例：症状のない豚は基本、感染を拡げるおそれが無い

⇒だから出荷も可能

（と畜場を介して他の農場等へ伝播するリスクは高くない）

- 選択的殺処分が導入されても、  
適時・適切なワクチン接種や飼養衛生管理の徹底によるウイルスの侵入防止が、引き続き重要。

選択的殺処分が導入された後も、豚熱対策は、引き続き、  
①適時・適切なワクチン接種と②飼養衛生管理の徹底の両輪による対策が重要。